

## 山梨県女性団体協議会事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、女性が社会参画を促進するためのエンパワーメントを目指して、山梨県女性団体協議会(以下「県女団協」という。)が実施する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。(以下「規則」という。))に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の対象経費及び算定)

第2条 補助金の対象経費は、県女団協が次の内容で実施する女性のつどい事業に要する経費とし、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 女性の社会参加を促進する研修会や意見交換会の実施に関すること。
- (2) 女性問題に関する情報収集、各種調査結果の提供など啓発活動に関すること。
- (3) その他事業の推進に必要な事項

### (補助金の交付申請)

第3条 県女団協は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

### (補助金の交付決定及び交付)

第4条 知事は、前項の規定に基づく補助金の申請があったときは、当該申請を審査し、内容が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第2号様式)を知事に提出するものとする。

### (補助金交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 事業を変更しようとするときは、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第6条 県女団協は、事業完了後1ヶ月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

### (証拠書類等の整備及び保管)

第7条 県女団協は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了の日から5年間保管しなければならない。

附則 この規約は平成9年4月30日から施行する。